

阿久比町低入札価格調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町が発注する建設工事（以下「工事」という。）のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して一般競争入札若しくは指名競争入札（以下「競争入札」という。）に付する工事に関する取扱いを定めることを目的とする。

(適用対象工事)

第2条 この要領の対象となる工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき落札者を決定する競争入札に適用するものとする。

2 低入札価格調査制度を適用する工事は調査基準価格を、最低制限価格制度を適用する工事は最低制限価格を設定するものとする。

(低入札価格調査)

第3条 政令第167条の10第1項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」のか否か、又は政令第167条の10の2第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」のか否かを判断するために実施する調査をいう。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、次の各号により定めるものとする。

(1) 予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。ただし、その額が予定価格の5分の4を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に5分の4を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額

(2) 工事の性質上前号の規定により難しいもの、又は町長が特に必要があると認めるときは、同号に規定する算出方法にかかわらず、予定価格に5分の4から3分の2までの範囲内における適宜の割合に乗じて得た額とすることができる。

(失格判断基準)

第5条 前条の規定により調査基準価格を設ける場合においては、これに併せ、申込みのあった価格その他の条件を理由として当該申込みをした者の落札者となる資格を失わせる判断を行うための基準(以下「失格判断基準」という。)を設けることができる。

2 失格判断基準は、前条で求められた調査基準価格の額に100分の90を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、当該工事における特殊性が著しく顕著でこの規定により難しい場合においては、第1項の規定による失格判断基準を設けず、又は前項の率を適宜変更して同項の規定による失格判断基準を設けることができるものとする。

(最低制限価格)

第6条 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格は、予定価格の5分の4から3分の2までの範囲内において定め、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

2 最低制限価格を適用する工事における一連の事務手続は別に定めるものとする。

(予定価格書への記載)

第7条 調査基準価格及び失格判断基準、又は最低制限価格を設けたときは、当該調査基準価格及び失格判断基準、又は最低制限価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札者への周知)

第8条 入札者には、一般競争入札については入札の公告、又は指名競争入札については指名通知書等適切な方法において、次に掲げる事項を明記するとともに、あいち電子調達共同システム(CALS/EC)における電子入札サブシステムを使用した入札(以下「電子入札」という。以下同じ。)において周知するものとする。

(1) 調査基準価格及び失格判断基準を設けていること。

(2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事情聴取に協力すべきこと。
- (5) 失格判断基準に該当した入札を行った者（以下「失格判断基準該当者」という。）は、そのみを理由として落札者となる資格を失うこと。
- (6) その他必要な事項
（入札の執行）

第9条 入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合には、入札執行者は入札者に対し「保留」を宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了することができる。この場合において、当該下回った入札の一部に失格判断基準にも該当するものがあるときは、その旨及び失格判断基準該当者の落札者となる資格を失わせる旨を保留の宣言を行う際に併せて述べるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当した場合においては、入札執行者は当該各号に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 入札のすべてが調査基準価格を下回ると同時に失格判断基準にも該当するとき 入札の不成立を宣言して終了する。
- (2) 調査基準価格以上の入札と調査基準価格を下回る入札とがあり、調査基準価格を下回る入札のすべてが同時に失格判断基準にも該当するとき 保留の宣言を行わずに、失格判断基準該当者以外の者を落札者とする旨を告げて入札を終了する。

3 第1項の規定による落札者の決定を保留する旨の宣言及び落札者は後日決定する旨の告知は、電子入札を執行した場合には、電子入札システムにより「保留通知」を発行することをもって代えるものとする。

（低入札価格調査報告書等）

第10条 前条第1項に規定する入札が行われた場合、当該入札に係る工事の施行を監督する課等の長（以下「所管課等の長」という。）は、直ちに低価格入札者全者（失格判断基準該当者を除く。以下同じ。）に対し、低価格入札価格調査報告書（様式1）に添付する書類（様式第1号から様式第7号まで）の提出を求めなければならない。

2 所管課等の長は、開札をした日のうちに低価格入札者全者へ連絡等を行わなければならない。

3 第1項に定める書類の提出期限は、開札をした日の翌日から起算して3日以内（この期間に阿久比町の休日に関する条例（平成元年阿久比町条例第

27号)第1条に規定する町の休日(以下「休日」という。)が含まれる場合にあっては、その休日の日数はこの期間に算入しない。)とする。

4 所管課等の長は、前項に定める期限までに書類を提出しない者がある場合は、当該者を失格とする。

5 第3項の規定により提出された書類は、一旦提出された後の一部又は全部の差し替え及び書類の追加提出は認めないものとする。

(事情聴取の実施)

第11条 所管課等の長は、低価格入札者のうち最低の価格で入札した者(以下「第1順位者」という。)に対する事情聴取を実施し、当該者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかについて、次の各号に掲げる事項を厳格に確認しなければならない。

(1) その価格により入札した理由(必要に応じ、入札価格の内訳書及び下請予定者等からの見積書等を徴収)

(2) 手持工事の状況

(3) 手持資材の状況

(4) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(5) 労務者の具体的供給見通し

(6) 過去に施工した公共工事名等及び工事成績

(7) 経営状況(必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会)

(8) 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等)

(9) その他必要な事項

2 前項の規定による事情聴取は、前条の規定による書類の提出があった日の翌日から起算して4日以内に実施しなければならない。ただし、この期間に休日が含まれる場合にあっては、その休日の日数はこの期間に算入しない。

3 所管課等の長は、第1項に規定する事情聴取により次の各号のいずれかに該当すると認められる場合(第1号から第5号までについては、別紙(失格判断基準)に該当する場合)には、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、第1順位者を失格とする。

(1) 低入札価格調査に協力しない場合

(2) 設計仕様等に適合しない場合

(3) 積算内訳書(工事費内訳書)の算出根拠が適正でない場合

(4) 建設副産物の処理が適正でない場合

(5) 法令違反、契約上の基本事項違反等があると認められる場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

(次順位者以下の者に対する事情聴取の実施)

第12条 所管課等の長は、第1順位者に係る事情聴取の結果により失格判断基準に該当すると判断したとき、又は第1順位者が調査除外者（低入札価格調査に協力等しない者をいう。）となったときは、その時点における低入札価格調査の対象者（以下「対象者」という。）のうち第1順位者の次に低い価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）について、事情聴取を実施するものとする。

2 所管課等の長は、次順位者に係る事情聴取の結果により失格判断基準に該当すると判断したとき、又は次順位者が調査除外者となったときは、その時点における対象者のうち次順位者の次に低い価格をもって入札した者について、事情聴取を実施するものとする。なお、以下同様に、決定するまで対象者について事情聴取を実施するものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、所管課等の長は、複数の対象者について並行して事情聴取を実施することができるものとする。

(阿久比町低入札価格調査委員会)

第13条 前2条に規定する事情聴取の結果を審議するため、阿久比町低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副町長、教育長、総務部長、民生部長、建設経済部長、教育部長をもって組織する。

3 委員会の委員長は、副町長をもって充てるものとし、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

4 委員会に関する事務は、総務部検査財政課において処理する。

(審査の結果)

第14条 所管課等の長は、第11条及び第12条の規定により実施した事情聴取の結果を低入札価格調査報告書により委員会へ報告し、意見を求めるものとする。

2 委員会は、前項の報告に基づき審査を行った場合は、その意見についての審査結果記録（様式2）を付して、低入札価格審査結果通知書（様式3）により所管課等の長に通知するものとする。

(落札者の決定)

第15条 所管課等の長は、前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、すみやかに最低価格入札者（次順位者以下を落札者と決定した場合を含む。）を落札者と決定し、落札者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書（様式4）により通知するものとする。

2 電子入札において低入札価格調査の対象となった場合は、前項による落札者及びその他の入札参加者全員に対しての通知は、電子入札システムによる落札者決定通知書によることができる。

（調査結果等の公表）

第16条 第14条に基づく審査を実施した場合には、当該契約の締結後、その審査結果の概要を公表するものとする。

（監督体制の強化等）

第17条 低入札価格調査の結果、低入札価格調査の対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 所管課等の長は、受注者が施工体制台帳を作成し、又は変更している場合には、受注者に対し、その提出を求めるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、受注者に対し、その内容について事情聴取その他の調査を行うものとする。

(2) 所管課等の長は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるにあたり必要と認めるときは、受注者に対し、その内容について事情聴取その他の調査を行うものとする。

(3) 当該工事の監督者は、設計図書に基づく検査等を入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び工程表の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を受注者から詳細に聴取するものとする。

(4) 所管課等の長は、工事の完成後、当該工事に従事した下請業者に対し、下請代金の支払状況、採算等について聴取を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、低入札価格調査の対象者が落札した工事については、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 当該工事に付すべき主任技術者又は監理技術者は、当該工事と同種・同規模の完成実績を有する者を配置すること。

(2) 当該工事に付すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、当該工事の主任技術者又は監理技術者当該工事と同等の資格及び同種・同規模の完成実

績を有する技術者を、当該工事に専任で配置すること。

(3) 当該工事に付すべき主任技術者又は監理技術者並びに前号の技術者とは別に、当該工事の現場代理人を配置すること。

(4) 当該工事に係る前払金の額を、請負代金額の10分の2以内の額とすること。ただし、請負代金額が500万円未満の場合は適用しない。

(5) 阿久比町契約規則（阿久比町規則第3号）第33条に規定する保証に係る契約の保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の3以上の額とすること。

(6) 中間前払金（第4号の前払金に追加して支払う金額をいう。）は、支払わないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の規定は、施行日以後に発注する工事請負契約について適用し、施行日前に発注した工事請負契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月25日から施行する。

様式 1 (第 14 条関係)

低入札価格調査報告書

年 月 日

阿久比町低入札価格調査審査会長 様

所管課等の長

次の工事について、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項又は第 167 条の 10 の 2 第 2 項（これらを同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定に基づく低入札価格調査を実施した結果について、次のとおり報告します。

対象工事名		
工事場所		
工事概要		
入札方法		
入札(開札)日	年 月 日 ()	
調査対象業者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
調査対象価格 (税抜)	予定価格	円
	調査基準価格	円 予定価格との比率 %
	入札価格	円 予定価格との比率 %
調査結果	聴取日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
	聴取場所	
	聴取者	
	相手方職指名	
	入札結果表	別紙のとおり
	調査の内容等	別紙のとおり
意見		

様式2（第14条関係）

副町長	教育長	総務部長	民生部長	建設経済 部 長	教育部長

阿久比町低入札価格調査委員会審査結果記録

下記のとおり審査しました。

記

審査日時	年 月 日 () 午 時 分～午 時 分
開催場所	
工事名	
路線等の名称	
工事場所	
業者名	
入札日	年 月 日
審査結果	※（例）当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされると、判断する。

様式3（第14条関係）

低入札価格審査結果通知書

年 月 日

所管課等の長 様

阿久比町低入札価格調査委員会長

下記工事について、低入札価格調査委員会で審査した結果、適合した履行が
確保される
と認められる。
確保されない

記

- 1 工 事 名
- 2 路線等の名称
- 3 工 事 場 所

様式4（第15条関係）

阿 第 号
年 月 日

様

愛知県知多郡阿久比町長

落札者の決定について（通知）

年 月 日に入札を行った下記工事については、調査の結果、貴社（〇〇〇〇株式会社）を落札者と決定しました。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 落 札 価 格 金〇〇〇, 〇〇〇円
(入札書記載金額 金〇〇〇, 〇〇〇円)

※ 落札業者へ通知を行う場合は「貴社」、その他の入札業者に対して通知を行う場合は落札業者名「〇〇〇〇会社」を記載する。

失 格 判 断 基 準

失格項目	内 容
(1) 低入札価格調査に 協力しない場合	① 本要領に定める提出書類（様式、添付資料及び根拠資料に関する一切の書類をいう。以下、この表において「低入札調査資料」という。）が、指定した期限までに提出されない場合
	② 低入札調査資料が提出されたものの、記載内容等に不備があり、事情聴取が実施できない状態である場合（積算内容に影響しない軽微な不備であって、事情聴取において是正された場合を除く。）
	③ 正当な理由なく事情聴取に応じない場合
	④ 事情聴取に対し、提出された低入札調査資料に基づいた根拠のある説明ができない場合
	⑤ 事情聴取に対し、不適正・不誠実な言動があり、正常な事情聴取が実施できない場合
(2) 設計仕様等に適合 しない場合	① 設計書、仕様書で定める数量、工法及び施工条件を満足しておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
	② 材料・製品について、設計図書、仕様書で定める品質・規格を満足しておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
(3) 積算内訳書(工事費 内訳書)の算出根拠が 適正でない場合	① 積算根拠となる資料が正しく作成されておらず、積算内訳書の記載内容が適正であることを確認できず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
	② 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、通常必要となる経費が計上されておらず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
	③ 入札時に提出された「工事費内訳書」とこれに対する「積算内訳書」の額が合致していない場合
	④ 労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合
	⑤ 下請予定業者及び資材購入予定業者等が提出した見積書（低価格入札者が自ら実施する工事、業務等を除いたあらゆる工事、業務等の見積書を指す。（以下「下請見積書等」という。））の明細が、これに対応する「内訳書に対する明細書」の明細に正しく反映（同額以上を計上していること）されていない場合
	⑥ 下請負業者等からの事情聴取等により、下請負見積書等の記載金額がいわゆる「指値」である等不当に低額に設定されたことが確認できた場合

	⑦	下請負見積書等の記載金額について、過去の取引実績のある金額など当該金額の合理性かつ現実性が確認できず、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
(4) 建設副産物の処理が適正でない場合	①	建設副産物、建設発生土及び資材に関する運搬計画が適正でない場合
(5) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	①	適用を受ける関係法令に違反するおそれがある場合
	②	適用を受ける契約上の基本事項（入札説明書の規定等）に違反する場合
	③	本工事に専任すべき主任（監理）技術者及び補助技術者（入札説明書の規定に基づき、本工事に専任すべき技術者をいう。）が他工事の専任技術者となっている場合など施工体制（品質管理体制、安全管理体制等）が適切でなく、適切な工事施工がなされないおそれがある場合
	④	下請見積書を提出した者が、工事等に必要な許可等を受けていない場合（当該許可等は、下請予定業者等への見積依頼日以前のものに限る。）

調 査 項 目

1	入札理由書	
2	工事費内訳書	
3	下請予定者等からの見積書等	
4	手持工事の 状況	契約対象工事現場付近の 手持工事
		契約対象工事に関連する 手持工事
5	手持資材の状況	
6	資材購入先	
7	労務者の供 給見通し	労務者の供給予定
		下請予定業者等
8	過去に施工 した公共工 事の実績	同種・類似の施工実績
		工事受注状況
9	手持機械の 状況	自社保有機械の状況
		利用可能機械の状況
10	その他	契約対象工事現場と貴社 の営業所等の位置関係図
		その他